

資料 5 別紙 4

議案第 66 号

世界自然遺産屋久島山岳部環境保全協力金条例の制定について

世界自然遺産屋久島山岳部環境保全協力金条例を次のとおり制定する。

平成 27 年 9 月 8 日提出
屋久島町長 荒木 耕治

(提案理由)

世界自然遺産屋久島山岳部環境保全協力金の収納に必要な事項を定めるため
条例を制定しようとするものである。

屋久島町条例第31号

世界自然遺産屋久島山岳部環境保全協力金条例

(趣旨)

第1条 この条例は、世界自然遺産屋久島山岳部環境保全協力金（以下「協力金」という。）による寄附活動を通じ、屋久島に関する個人・団体が屋久島の環境保全に協働して取り組むために必要な事項を定める。

(目的)

第2条 この協力金制度は、世界自然遺産地域をはじめとする屋久島の山岳部の自然環境を将来にわたって保全するため、山岳部に入山する者や自然環境保全の取組に賛同する者の協力により、トイレや登山道等の利用施設の維持管理と、安心で安全な自然体験の環境整備を行うことを目的とする。

(対象者)

第3条 協力金を求める対象者は、屋久島の世界自然遺産地域に登録されている奥岳をはじめ、山岳地域に入山しようとする者及びこの制度に賛同する者とする。

(実施期間)

第4条 協力金の収納を行う現地の事務は、毎年3月1日から11月30日の期間とする。なお、その他の方法による収納は年間を通じて実施する。

(方法)

第5条 協力金の収納は次のいずれかの方法により、実施する。

（1）現地での収納

（2）交通機関の車賃に併せた収納

（3）その他振り込み等による収納

(金額)

第6条 一人あたり協力金の金額は、日帰り利用者は1,000円、山中で宿泊する利用者は2,000円を基本とする。

2 前項に規定する金額以外の金額も収納する。

(基金の設置)

第7条 収納した協力金を適正に管理するため、世界自然遺産屋久島山岳部環境保全基金（以下「基金」という。）を設置する。

(会計年度)

第8条 この基金の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わるものとする。

(運用益金の処理)

第9条 基金の運用から生じる収益は、予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(処分)

第10条 基金は、次に掲げる事業に必要な経費の財源に充てる場合に限り、一般会計歳入歳出予算の定めるところにより、これを処分することができる。

- (1) 山岳トイレの維持管理経費
- (2) 携帯トイレベースの維持管理経費
- (3) 登山道（トロッコ道も含む）の点検及び軽微な補修費
- (4) 山岳地域の安心安全のための諸活動にかかる経費
- (5) 奥岳をはじめ山岳地域の普遍的価値を損なわないマナーや利用ルールの啓発にかかる経費
- (6) 協力金の収納にかかる経費及び事務局経費
- (7) 町道荒川線のマイカー規制等に係る経費
- (8) その他山岳部の自然環境を良好に保全する経費

(収納事務に係る指定事務機関)

第11条 町長は、指定する者（以下「指定事務機関」という。）に、第5条に規定する収納事務等の全部又は一部を行わせることができる。

2 指定事務機関の指定（以下「指定」という。）は、収納事務等を行おうとする者の申請に基づき町長が審査し、決定することにより行う。

3 次の各号のいずれかに該当する者は、第1項の指定を受けることができない。

- (1) 未成年者、成年被後見人又は被保佐人
- (2) 破産者で復権を得ないもの
- (3) 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの条例、法の規定により刑に処され、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者
- (4) 暴力団員又は暴力団関係者
- (5) 第14条第2項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して2年を経過しない者
- (6) 法人及び団体等であって、その役員等のうちに前各号のいずれかに該当する者があるもの

4 町長は、第2項の指定をするときは、その旨を公示しなければならない。

(指定事務機関の遵守事項)

第12条 指定事務機関は、毎会計年度の経過後3月以内に、その会計年度の事業報告書及び収支決算書を作成し、町長に提出しなければならない。

2 指定事務機関は、町長の許可を受けなければ、その収納事務等の全部若しくは一部を休止し、又は廃止してはならない。

3 町長は、指定事務機関が前項の許可を受けてその収納事務の全部若しくは一部を休止したとき、又は指定事務機関が天災その他の事由により収納事務の全部若しくは一部を実施することが困難となった場合において必要があると認めるときは、その収納事務の全部又は一部を自ら行うものとする。

(秘密保持義務等)

第 13 条 指定事務機関の職員は、収納事務に関して知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(指定事務機関に対する監督命令等)

第 14 条 町長は、指定事務機関に対し、収納事務に関し監督上必要な命令をすることができる。

2 町長は、指定事務機関が第 12 条第 1 項及び第 2 項の規定に違反したとき、前項の規定による命令に違反したとき、その他収納事務を適正かつ確実に実施することができないと認めるときは、指定を取り消すことができる。

(報告及び立入検査)

第 15 条 町長は、指定事務機関に対し、その立入承認関係事務に関し報告を求め、又は職員に、指定事務機関の事務所に立入り、指定事務機関の帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、又は質問させることができる。

(広報活動等)

第 16 条 町長は、広報活動等を通じて、できるだけ多くの者の理解を深めるよう努めるものとする。

(財政上の措置)

第 17 条 協力金にかかる施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(委任)

第 18 条 この条例の施行に関し必要な事項は町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、町長が規則で定める日から施行する。

(屋久島町山岳部保全基金条例を廃止する条例)

2 屋久島町山岳部保全基金条例(平成 20 年屋久島町条例第 28 号)は、廃止する。

(経過措置)

3 この条例の施行の日前に、廃止前の屋久島町山岳部保全基金条例の規定により納入された屋久島山岳部保全協力金は、この条例に規定する世界自然遺

産屋久島山岳部環境保全協力金として納入されたものとみなす。

- 4 この条例の施行の際、現にこの条例による廃止前の屋久島町山岳部保全基金条例の規定により設置されていた屋久島町山岳部保全基金は、この条例の規定により設置される世界自然遺産屋久島山岳部環境保全基金に繰り入れるものとする。